

岐阜県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会規則

平成19年2月1日

規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、岐阜県後期高齢者医療広域連合情報公開条例(平成19年条例第6号)第16条第7項の規定により、岐阜県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 審査会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 審査会の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、審査会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年規則第23号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。